

■ これからのセンターに求められる役割等について(358件)

●センターの施設像(全体)について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
1	ドイツのティアハイムのような、動物を保護・譲渡・終生飼養する施設にしてほしい。	16	センターは、「新しい飼い主への架け橋となる施設」として、動物の殺処分ゼロの実現に向け、飼養環境の整備や情報発信の強化を進めるなど、体制や取組の充実を図っていきます。 また、動物愛護団体等との協力関係を更に強化し、都民の理解と協力を得て、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めていきます。
2	動物を収容・処分する施設ではなく、譲渡を目的とした施設にしてほしい。	15	[第四章/2/重点3、重点4 参照]
3	センターは公益性を持った社会的役割を担っているため、レクリエーション施設ではないものとする方向性を明らかにすべき。	1	センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、東京都動物愛護管理推進計画に掲げた理念の実現を目指し、近年の動物飼養をめぐる状況や施策推進上の課題を踏まえて、その機能を強化していくこととしており、動物愛護精神・適正飼養の普及、適切な飼養管理・譲渡の推進、動物取扱業者の指導・監督の徹底、災害時等における的確な危機管理を進めてまいります。 [第四章 参照]

●「動物愛護精神・適正飼養の普及」について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
4	様々な媒体を利用し、様々な場面で、適正飼養の普及啓発を行ってほしい (例：テレビ等マスコミの活用、ホームページの充実、ツイッター・フェイスブック等SNSの活用、高齢者への普及啓発のための病院等医療機関でのPR、行政書士会等と共同セミナーを開催するなどの連携等)。	26	都では、動物愛護に係る様々な啓発行事の開催、小学校等での動物教室の実施、適正飼養講習会の開催などのほか、様々な媒体を用いた広報を実施するなど普及啓発の取組を行っています。 また、動物愛護等に関する普及啓発は、動物愛護団体等の多くの関係者が様々なかたちで取組を進めており、幅広く普及啓発を進めていくため、関係者と連携した取組を更に拡大していくことや民間企業の活用等も視野に入れて、効果的に展開していきたいと考えています。 [第二章/2/(1)、第四章/1/重点1、重点2 参照]
5	動物愛護の精神を育むため、子供の教育に力を入れてほしい(例：動物教室の開催(出前授業方式)、社会科見学に取り入れる、幼少の頃から愛護精神を培う、環境問題と一緒に考えるなど)。	22	動物との適切な接し方を学ぶことは、動物愛護精神の涵養(徐々に育むこと)はもとより、動物との接触による咬傷事故や感染症の防止、また、動物虐待等の防止のためにも重要です。 このため、動物について自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境を整えるとともに、子供の発達段階に合わせた動物教室の実施など、より効果的な普及啓発を進めていきます。 [第二章/2/(1)、第四章/1/重点1 参照]
6	動物教室で生体を扱うのは動物虐待であり、望ましくない。	10	センターは、動物に関する専門知識や、適正飼養に関する指導・啓発のための手法、経験を有しているため、その専門性を生かして、動物との共生のための正しい知識の普及を図っています。 動物を介在した活動や教育を実施する場合には、子供の発達段階に応じた動物教室のプログラム設定、ぬいぐるみや模型等の活用、映像による啓発資材の作成など、動物のストレスにも配慮した方法を用いて、効果的に普及啓発を実施していきます。 [第四章/1/重点1、重点2 参照]
7	普及啓発として、致死処分の現状等についても、積極的に公表するべき。	7	致死処分数の推移やその内訳については、都のホームページに統計データを掲載しています。

8	適正飼養講習会等をもっと頻繁に開催してほしい。動物愛護団体と連携して開催するのも良い。	4	センターは、動物に関する専門性を最大限に生かしながら、都民に積極的に働きかけ、動物との共生のための正しい知識の普及を図るとともに、動物愛護団体を含めた多くの関係者と連携、協力し幅広く効果的に啓発活動を行っています。 また、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進めています。 〔第四章／1、2 参照〕
9	動物愛護推進員との連携に力を入れた方が良い。動物愛護推進員の資質向上を図っていくことが必要。	3	幅広く効果的に啓発活動を進めていくためには、動物愛護推進員を含めた多くの関係者と連携、協力し、お互いの得意分野を活かしながら取組を進めていくことが効果的であり、関係者間の情報共有や意見交換、ミーティング、研修等を行う設備を確保していきます。 また、多くの関係者が共通で使用できる普及啓発用の教材の作成や地域で普及啓発等に取り組む人材の育成など、より多くの関係者と連携、協働していくための様々な基盤づくりを強化していきます。 〔第四章／1／重点2 参照〕
10	狂犬病予防接種の徹底が図られるよう、工夫してほしい。動物愛護推進員と連携するのが良いのではないか。行政による接種費に対する助成が必要	3	犬の登録や狂犬病予防注射の接種に関する事務は、区市町村が実施しています。飼い主に対する適正飼養の啓発等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、実施に当たっての技術的支援等を行っています。 〔第二章／2／(1) 参照〕
11	迷子札の着用を徹底してほしい。	1	飼い主に対する適正飼養の啓発等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、区市町村や動物愛護推進員等と連携しながら災害や逸走時に備えた所有明示の重要性及び利点について、周知を図っています。 〔第二章／2／(1) 参照〕
12	区市町村との連携に力を入れるのが良い。	1	幅広く効果的に啓発活動を進めていくためには、区市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア等多くの関係者と連携、協力し、取組を進めていくことが効果的であり、都は、関係者と連携した取組を更に拡大し普及啓発を展開していきます。 〔第四章／1／重点2 参照〕

●「適切な飼養管理・譲渡の推進」について

【飼育支援について】

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
13	ペットの飼育を支援（フォロー）する仕組みが必要（例：ボランティア、一時預かりの活用（特に高齢者の支援が必要）、ペットの種類等に応じた研修、動物愛護推進員の協力を得る等）。	14	センターでは、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進めています。 また、住民に身近な区市町村が相談に的確に対応できるよう、技術的・専門的な助言を行うとともに、動物愛護推進員と連携した取組が推進できるよう支援していきます。 〔第四章／2／重点5 参照〕
14	飼い主のいない猫対策についてももっとPRすべき。動物愛護団体等の活動支援を行うべき。	4	飼い主のいない猫対策は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、実施に当たっての技術的・財政的支援等を行っています。 なお、都では、飼い主のいない猫対策について都民に広く理解していただけるよう、リーフレットを作成し、都のホームページからダウンロードできるようにしています。 〔第二章／2／(1) 参照〕

【センターにおける飼養管理について】

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
15	殺処分をやめてほしい。殺処分機を廃止してほしい。殺処分を行う場合も、麻酔薬の注射による安楽死のみにしてほしい。	33	動物の殺処分ゼロの実現に向け、センターで引き取った動物の飼養環境の充実や情報発信の強化、動物愛護団体等との協力関係の強化を進めるとともに、都民の理解と協力の輪を広げ、保護・収容した動物を新しい飼い主へ繋ぐ取組を進めていきます。 また、飼育に関して相談しやすい環境の整備や飼い主のいない猫対策の普及促進により、引取数の減少を図っていきます。 なお、致死処分を行う場合は、国の指針に基づき、動物にできる限り苦痛を与えない方法で行っています。 〔第二章／2／(2)／イ、第四章／2 参照〕
16	生体流通過程での不適切な取扱いをなくすため、センターでは事業者からの引取りを拒否すべきではない。	6	飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、飼養継続のための助言や、信頼できる知人への譲渡を勧めるなどの相談対応も行った上で、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしています。 事業者については、自らの責務として法令等の規定を遵守し、動物を適正に取扱うべきであり、引取りは行っていません。 〔第二章／2／(2)／ア 参照〕
17	譲渡につなげるため、健康管理を十分に行ってほしい。エイズ、白血病等の検査も全頭実施する方が良い。	3	センターが保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たって、健康な状態で譲渡できるよう、動物を個体ごとに適切に管理することを基本とし、新たに収容された動物からの感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実させていきます。 なお、夜間の負傷動物の収容・処置について、動物病院に委託し体制を確保するなど、連携して体制を整備しています。 〔第四章／2／重点3 参照〕
18	動物病院や研究機関等と連携し、適切な治療体制を整えるべき。	3	
19	センターへの動物の安易な持込みを防ぐため、相談体制は充実するべきではない。	2	飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしています。 なお、飼い主が飼育の継続が困難となった場合、センターでの引取りを行うよりも、信頼できる新たな飼い主を見つけ、十分に情報を伝えた上で飼養を引き継ぐことが動物にとって望ましく、そうした助言を行っていくため、相談しやすい環境を整え、関係者とも協力して新たな飼い主探しを支援する仕組みづくりを進めていくこととしてします。 〔第二章／2／(2)／ア、第四章／2／重点5 参照〕
20	動物の専門学校等の教育機関と連携し、飼養管理を行うことが良いのではないか。	1	動物の飼養管理については、業務の一部について委託を行っています。また、ボランティアについても適宜受入れを行い、センターの運営を支援していただいています。
21	収容動物にセラピー犬や盲導犬等のトレーニングを行うべき。	1	センターでは、保護・収容した動物を新たな飼い主に引き継ぐため、健康な状態を保持できるように飼養環境を整えていきます。 特別な訓練等は予定していません。 〔第四章／2／重点3 参照〕
22	ドッグトレーナーなどの専門的人材の人員配置をしてほしい。	1	動物の飼養管理については、業務の一部について委託を行っています。また、ボランティアについても適宜受入れを行い、センターの運営を支援していただいています。
23	動物の殺処分に当たっては、職員の心のケアも必要。	1	従事職員の労働安全衛生については、引き続き十分に考慮し適切に対処していきます。

【譲渡の推進について】

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
24	譲渡会をもっと頻繁に開催してほしい。（例：都庁での開催、各区市町村の施設を活用した開催）	8	<p>保護・収容した動物と新しい飼い主との出会いの機会を増やすため、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化するとともに、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動や普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めていきます。</p> <p>〔第四章／2／重点4 参照〕</p>
25	譲渡会開催時の告知の徹底をしてほしい。ペットショップにPRを義務付けてはどうか。マスコミを活用すると良い。	7	<p>譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要であるため、PR行事の開催や各種広報媒体を通じた情報提供、普及啓発、ホームページを通じた保護・収容動物、譲渡活動の情報を広く発信する取組を強化していきます。</p> <p>〔第四章／2／重点4 参照〕</p>
26	ペットショップで保護動物の譲渡を行ってはどうか。	7	<p>動物の殺処分ゼロの実現に向け、動物愛護団体やボランティア等との協力関係を更に強化し、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めていきます。</p> <p>なお、都の登録譲渡団体には民間企業も含まれており、都の譲渡事業の趣旨を理解し協力いただける団体等と広く連携し、譲渡の拡大を図っていきます。</p> <p>〔第二章／2／（2）／ウ、第四章／2 参照〕</p>
27	譲渡に関する情報を発信するサイトの充実等が必要。閲覧数を公開し評価してはどうか。写真を掲載するのが効果的である。	6	<p>新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するには、まず、譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、保護・収容された動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要です。</p> <p>このため、保護・収容した動物や譲渡活動の情報を広く、かつ、効果的に発信することに努めるとともに、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信するなどの取組を強化していきます。</p> <p>〔第四章／2／重点4 参照〕</p>
28	譲渡基準を厳しくするべき（飼育者の年齢・住居要件・セミナー受講等）。	6	<p>保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。</p>
29	譲渡基準を緩和してほしい（社会状況の変化を受け、単身でも良いとする、既に飼育している動物がいる場合でも良いとする等）。	4	<p>こうした趣旨を踏まえ、譲渡基準については、譲渡後の飼養状況や関係者の意見も参考としながら検討してまいります。</p> <p>〔第二章／2／（2）／ウ 参照〕</p>
30	譲渡会をアクセスの良い場所で開催してほしい。	3	<p>保護・収容した動物と新しい飼い主との出会いの機会を増やすため、登録譲渡団体と合同での譲渡会や、団体がセンターの設備を利用した譲渡活動等が行えるよう施設整備を進めていきます。</p> <p>本所の整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境を整えること等を十分に考慮し検討を行うこととしています。</p> <p>〔第四章／2／重点4、第五章 参照〕</p>
31	譲渡後のフォローアップをしっかりとしてほしい。	3	<p>保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。</p> <p>センターでは、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進めていきます。</p> <p>〔第二章／2／（2）／ウ、第四章／2 参照〕</p>
32	譲渡対象を広げてほしい。（離乳前子猫や、高齢、攻撃性、病気、障害を持った動物等）	3	<p>保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、譲渡基準については、譲渡後の飼養状況や関係者の意見も参考としながら検討してまいります。</p> <p>〔第二章／2／（2）／ウ 参照〕</p>

33	譲渡に関する情報を公開し、譲渡を拡大してほしい（猫の情報についても写真を掲載してほしい）。	2	新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するには、まず、譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、保護・収容された動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要です。 このため、保護・収容した動物や譲渡活動の情報を広く、かつ、効果的に発信することに努めるとともに、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信するなどの取組を強化していきます。 〔第四章／2／重点4 参照〕
34	譲渡先として個人や譲渡団体だけでなく、施設についても検討してはどうか。	1	保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。 こうした趣旨を踏まえ、譲渡基準については、譲渡後の飼養状況や関係者の意見も参考としながら検討してまいります。 〔第二章／2／（2）／ウ 参照〕
35	動物にとっての移動による負担軽減を図るため、譲渡事業を城南島出張所でも実施してほしい。	1	城南島出張所では、負傷動物の収容・治療を行っています。 動物の移動を行う場合には、動物の負担を十分に考慮して実施していきます。 〔第二章／2／（2）／ア 参照〕
36	譲渡事業への積極的な取組を区市町村に働きかけてほしい。	1	新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するには、まず、譲渡という取組を多くの都民に知ってもらい、新しい飼い主を待っている動物の情報を積極的に発信して、保護・収容された動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要です。 このため、保護・収容した動物や譲渡活動の情報を広く、かつ、効果的に発信することに努めるとともに、区市町村にも譲渡の取組への理解と普及啓発等への協力を求めていきます。 〔第四章／2／重点4 参照〕
37	行政との連携を強化している優良な動物愛護団体がわかるようにしてほしい。	1	保護・収容した動物の譲渡に当たっては、都の譲渡事業の趣旨に理解をいただき、譲渡に協力する動物愛護団体等を登録譲渡団体として登録し、連携・協力して譲渡を進めています。 登録譲渡団体については、東京都動物愛護相談センターのホームページで公開しています。 〔第二章／2／（2）／ウ 参照〕
38	センターと現在連携した取組を行っている団体では、動物の受入れが限界となっている。団体の登録基準を見直した方がよい。	1	保護・収容した動物の譲渡に当たっては、譲渡後も適切に飼養されるよう、譲渡の相手先に関する基準を設け、適正な飼養の方法、終生飼養の意義や不妊去勢手術の重要性を理解していただいた上で、譲渡を行っています。 こうした趣旨を踏まえ、譲渡基準については、譲渡後の飼養状況や関係者の意見も参考としながら検討してまいります。 〔第二章／2／（2）／ウ 参照〕
39	譲渡事業を民間に委託してはどうか。	1	動物の殺処分ゼロの実現に向け、動物愛護団体やボランティア等との協力関係を更に強化し、保護・収容した動物を新たな飼い主へ繋ぐ取組を進めていきます。 なお、都の登録譲渡団体には民間企業も含まれており、都の譲渡事業の趣旨を理解し協力いただける団体等と広く連携し、譲渡の拡大を図っていきます。 〔第二章／2／（2）／ウ、第四章／2 参照〕
40	譲渡につなげるため、飼養管理の際に、個体の生育歴や性格を表示するなど工夫が必要。	1	センターが保護・収容した動物については、健康な状態で譲渡できるよう、動物を個体ごとに適切に管理することを基本とし、感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実させていきます。 また、新しい飼い主を待つ動物の情報の効果的な発信に努め、飼い主との出会いの機会の拡大を図っていきます。 〔第四章／2／重点3、重点4 参照〕

●「動物取扱業者の指導・監督の徹底」について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
41	事業者への監視指導を徹底してほしい（例：立入検査を定期的に行うべき、立入検査は抜き打ちで行うべき）。自主点検ツールは有効ではないのではないか。	45	センターは、「事業者等の指導・監督の拠点施設」として、事業者の活動を適正なものとするための指導・監督を強化していきます。立入検査は定期的には又は必要に応じ実施しています。自主点検記録票等のツールは、事業者の自主管理を推進し、その資質向上を図る趣旨のものであり、関係者の意見も参考としながら、より効果的な内容のものとしていきたいと考えます。 〔第二章／2／（3）、第四章／3／重点6、重点7 参照〕
42	業者数を制限するべき。	11	第一種動物取扱業者の登録及び第二種動物取扱業者の届出については、動物の愛護及び管理に関する法律等に手続等が規定されており、法令の定めるところにより登録等を行っています。 〔第二章／2／（3）／ア 参照〕
43	法令等の施設基準や動物の管理方法をより厳しくするべき。	11	動物取扱業者における施設基準や動物の管理方法等については、国が法令等で定めており、事業者はこれに従う責務があります。事業者が法令等の施設基準や動物の管理方法を遵守し、適正な事業活動等が行えるよう、法令等に基づく指導監督を徹底していきます。 〔第二章／2／（3）／ア 参照〕
44	問題のある事業者には厳重な処罰を行うべき。ネットでの公表も検討するべき。	10	事業者について苦情や通報があった場合には、適宜、立入検査を実施しており、法令等に基づく基準の遵守状況等に問題が見られ、指導によっても改善が認められない場合は、法令に基づく処分等を行っています。 〔第二章／2／（3）／ア 参照〕
45	監視指導に携わる職員を増やすべき。	8	事業者数が増加していることや、問題のある事業者に対し重点的な指導等が必要であることを踏まえ、監視指導の効率的な実施に努めるとともに、問題のある事業者への集中的、継続的な対応が必要となる場合があることに十分に配慮した体制を確保します。 〔第四章／3／重点7 参照〕
46	警視庁等関係者と連携して監視指導を行うべき。動物愛護推進員やボランティアと連携するのも良いのではないか。	6	事案の内容に応じて警察等とも連携した監視指導を行っており、関係機関と引き続き緊密に連携していきます。
47	事業者の資質向上を図るため、研修等を充実させるべき。また、動物取扱責任者の登録基準を厳格化することが必要ではないか。	5	動物取扱業者の資質向上を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき実施する動物取扱責任者研修に加え、業態別の研修や個別指導を行えるよう、プログラムや研修のための設備を充実していきます。動物取扱責任者の選任については、動物の愛護及び管理に関する法律等に要件等が規定されており、都は、法令の要件等を遵守するよう事業者への指導等を行っています。 〔第四章／3／重点6 参照〕
48	事業者に対する研修を充実させ、有料で実施するべき。	1	動物取扱責任者を対象として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき年1回の受講が義務付けられている研修を有料で実施しています。これに加え、事業者の資質向上を図るため、業態別の研修や個別指導を行えるよう、プログラムや研修のための設備を充実していきます。 〔第二章／2／（3）／ア、第四章／3／重点6 参照〕
49	ペットショップが、販売時の説明等を十分に行うことが必要（高齢者への研修の義務化等）。	6	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売を業として行う者には、動物の種類等に応じて、適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行うことが義務付けられています。法令に基づき事業者からの説明が適切になされるよう、立入検査時の帳簿確認、広告内容等の確認を行うほか、事業者向け研修におけるプログラムの充実などにより、事業者の資質向上を図っていきます。 〔第二章／2／（3）／ア、第四章／3／重点6 参照〕
50	監視指導に携わる職員の資質向上を図ってほしい。	3	動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事業者等の指導・監督を担う拠点施設として、職員の資質向上を図っていきます。 〔第四章／3 参照〕

●「災害時等における的確な危機管理」について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
51	「東京防災」に同行避難の記載を盛り込む等、関係部局との連携を図るべき。	5	<p>都は、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、避難所での飼養場所の確保を記載したマニュアル例や同行避難の訓練実施例等についての情報提供を行うとともに、住民への啓発や体制整備を進める上での助言を行っています。</p> <p>また、災害発生時には、関係機関との連絡体制の確保、被災動物の救護活動及び避難所を設置する区市町村の支援などに速やかに取りかけられるよう、定期的な訓練などにより、平常時から万全な体制を整備していきます。</p> <p>〔第二章／2／（4）／ア、第四章／4／重点8 参照〕</p>
52	災害時にこそ、不妊去勢手術や予防接種を徹底するべき。	4	<p>狂犬病予防注射の接種に関する事務は、区市町村が実施しています。飼い主に対する適正飼養の啓発等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、実施に当たっての技術的支援等を行っています。</p> <p>災害時における対応についても、飼い主が日ごろから備えておくべき内容について、区市町村と連携し、防災訓練や講習会等の機会を通じて普及啓発を行っています。</p> <p>〔第二章／2／（1）、（4）参照〕</p>
53	獣医師会に限らず、様々な団体と協働して対応した方が良い。	2	<p>災害発生時に設置される動物救援本部は、都や東京都獣医師会のほか、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、家庭動物愛護協会等と協働して設置することとなっています。</p> <p>センターは、「動物に関する危機管理対応の基幹施設」として、災害発生時に関係機関との連絡体制を確保し、被災動物の救護活動及び避難所を設置する区市町村の支援などに速やかに取りかけられるよう、定期的な防災訓練などにより、平常時から万全の体制を整備していきます。</p> <p>〔第二章／2／（4）／ア、第四章／4／重点8 参照〕</p>
54	災害時における動物の救護活動を拡充してほしい。	1	<p>〔第二章／2／（4）／ア、第四章／4／重点8 参照〕</p>
55	避難所ごとに同行避難が可能かどうかという情報も盛り込んだマニュアルを作成すると良い。	2	<p>都は、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、避難所での飼養場所の確保を記載したマニュアル例や同行避難の訓練実施例等についての情報提供を行うとともに、住民への啓発や体制整備を進める上での助言を行っています。</p> <p>〔第二章／2／（4）／ア 参照〕</p>
56	狂犬病対策として、予防注射をしていない犬を発見した場合は、捕獲・収容の措置を取るべき。	2	<p>動物の保護・収容に係る業務として、センターでは、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく犬の捕獲・収容を行っています。</p> <p>狂犬病予防注射の接種に関する事務は、区市町村が実施しています。飼い主に対する適正飼養の啓発等は、区市町村が地域における住民生活に密着した課題、生活環境の維持に関する課題として取組を行っており、都は、実施に当たっての技術的支援等を行っています。</p> <p>〔第二章／2／（1）／（2）ア 参照〕</p>
57	他県の被災動物を受け入れることができるようにするべき。	1	<p>災害発生時には、被災地からの要請に応じてできる限りの支援を行っていく必要があります。</p> <p>東日本大震災においては、「東日本大震災東京都動物救援センター」を設置し、被災者の同行避難動物の一時預かりや譲渡等の支援を実施し、熊本地震においても、被災動物の受入れを行っています。</p>
58	動物由来感染症を防ぐためには、早期発見の視点を持つべき。	1	<p>センターでは、平常時から動物由来感染症に関する調査研究や情報収集を行い、発生時における的確な対応に繋げるとともに、迅速な感染動物等の捕獲、関係機関への連絡、地域住民の安全確保が行えるよう、訓練等の実施も含めた準備を行っています。</p> <p>また、都では、動物病院における動物由来感染症モニタリング事業を実施し、動物由来感染症の発生状況の把握を行っています。</p> <p>〔第四章／4／重点9 参照〕</p>

■ 今後の動物愛護相談センターの整備の方向性について(138件)

●センター本所の移転改築について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
59	駅に近いところに建ててほしい。	6	本所の整備に関しては、センターに求められる役割を果たしていくための機能強化を図る上で、現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられるため、移転改築を行うこととしています。
60	多くの人を訪れることができるよう、繁華街や観光スポットに建てると良い(例：ショッピングセンター、都立公園)。	5	移転整備に当たっては、こうしたことを踏まえ、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第五章 参照〕
61	都内を6分割や8分割のエリアに分け、それぞれに施設を整備してほしい(施設を複数整備)。	3	センターは、現在、三施設からなっていますが、動物愛護管理施策の中核を担う施設として、センターが担うべき役割に照らし、効果的かつ効率的に業務を実施できる体制を確保していきたいと考えています。 〔第一章 参照〕
62	他の施設と併設することでメリットを共有できるのではないかと(高齢者施設、刑務所等)。	2	多くの人々が生活や活動を共にする施設を整備するに当たっては、動物を好きな人、苦手な人が共に存在することを考慮することが必要です。移転整備に当たっては、こうしたことも踏まえ、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第五章 参照〕
63	早期に実現してほしい。	2	施設の整備方針として、特に老朽化が進み、狭隘な本所については、早期に整備を行うこととしています。 なお、移転に当たっては、地域の住民や関係者に、親しみやすい身近な施設として受け入れられるよう、十分な説明を行い、理解を得ていくことが必要と考えています。 〔第五章 参照〕
64	シェルター機能(保護収容機能)のみ移転してはどうか。	1	センターは、「新しい飼い主への架け橋となる施設」を目指し、保護・収容した動物の譲渡をより拡大していく役割を担っていくものとしています。 本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第二章／2／重点3、重点4、第五章 参照〕

●センター本所の整備内容について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
65	適切な広さを確保し、飼養設備の充実を図ることが必要。職場環境としても整備が必要。	11	本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 従事職員の労働安全衛生についても、十分に考慮し適切に対処していきます。 〔第五章 参照〕
66	ペット同伴で避難できる施設を整備してほしい。	10	都は、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、避難所での飼養場所の確保を記載したマニュアル例や同行避難の訓練実施例等についての情報提供を行うとともに、住民への啓発や体制整備を進める上での助言を行っています。 なお、センターにおいては、災害発生時における被災動物の一時収容を想定したスペースの確保や必要な物品の備蓄等を進めていきます。 〔第二章／2／（4）／ア 参照〕
67	来庁者用の駐車場の確保が必要である。	6	本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第五章 参照〕
68	収容所のような暗いイメージではなく、明るいイメージの施設にしてほしい。（暗いイメージを払拭してほしい）	4	センターは、より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。 本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第四章／1／重点1、第五章 参照〕
69	事業者や飼い主が飼養できなくなった（飼養することがふさわしくない状況となった）場合に動物を収容するスペースが必要。	4	事業者については、自らの責務として法令等の規定を遵守し、動物を適正に取扱うべきであり、引取りは行っていません。 飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、飼養継続のための助言や、信頼できる知人への譲渡を勧めるなどの相談対応も行った上で、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしています。 なお、多頭飼育が管理できなくなる事例も散見されていることから、多数の動物をやむを得ず緊急的に収容する事態も想定して施設整備を進めていきます。 〔第二章／2／（1）／ア、第四章／2／重点5 参照〕
70	動物とふれあうことのできる施設を整備してほしい。	5	センターで保護・収容する動物には、著しい攻撃性をもつものも含め様々な動物がおり、動物と接触する場合には、安全面や動物のストレスを考慮する必要があります。 動物を介在した活動や教育を実施する場合には、子供の発達段階に応じた動物教室のプログラム設定、ぬいぐるみや模型等の活用、映像による啓発資料の使用など、動物のストレスにも配慮した方法を用いています。 なお、動物の譲渡に当たっては、飼い主となる人との相性を確認するためのふれあい等の機会を設けています。 〔第四章／1／重点1、重点2、重点4 参照〕
71	ボランティア団体等が譲渡会等を開催できる場所の確保が必要。	3	登録譲渡団体と協力して合同譲渡会を開催したり、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動やボランティア等の育成、普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めていきます。 〔第四章／2／重点4 参照〕
72	収容動物の運動スペースを確保することが必要。	3	保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たっては、健康な状態で譲渡できるよう、飼養管理体制を充実することが必要です。そのため、飼養期間が長期化しても、その間の健康状況を保持できるよう運動設備や治療設備等を確保していきます。 〔第四章／2／重点3 参照〕
73	飼養期間が長期化した場合にも対応できることが必要。	1	保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たっては、健康な状態で譲渡できるよう、飼養管理体制を充実することが必要です。そのため、飼養期間が長期化しても、その間の健康状況を保持できるよう運動設備や治療設備等を確保していきます。 〔第四章／2／重点3 参照〕

74	ドッグランを整備してほしい。	2	ドッグランなど一般の方の利用に供する設備の整備については、センターに求められる機能や都内における施設の整備状況等も踏まえ、検討していきたいと考えています。 なお、センターにおいては、保護・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、飼養期間が長期化しても、健康状況を保持できるように運動設備や治療設備等を確保していきます。 〔第四章／2／重点3 参照〕
75	負傷動物の治療を遅滞なく行うための治療設備を整えることが必要。	2	保護・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物を個体ごとに適切に管理することを基本とし、新たに収容された動物からの感染症を防止するための設備、治療のための設備を整備するなど、飼養環境を充実していきます。 なお、現在、城南島出張所には、狂犬病発生時等に備えた感染防止対策がとられた解剖室等の設備を設置しています。 〔第二章／2／(4)／イ、第四章／2／重点3 参照〕
76	動物由来感染症対応等の設備を充実してほしい。	1	被災動物の一時収容については、センター各所において対応可能な範囲を想定し、スペースの確保やケージなどの必要な備品の備蓄等を進めるとともに、対応能力を超えた場合の次善策についてあらかじめ検討していきます。 〔第四章／4／重点8 参照〕
77	災害時における動物の収容スペースが必要	2	他の自治体や海外の事例についても引き続き情報を収集し、専門家の意見も聞きながらセンターのより良い運営、施策の推進に取り組んでいきます。
78	海外視察を行い、成功事例についてヒアリングを行い、より良い施設整備につなげてほしい。	2	センターは、より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。 本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第四章／1／重点1、第五章 参照〕
79	気軽に見学できる施設として整備してほしい。	1	センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、東京都動物愛護管理推進計画に掲げた理念の実現を目指し、近年の動物飼養をめぐる状況や施策推進上の課題を踏まえて、その機能を強化していくこととしており、動物愛護精神・適正飼養の普及、適切な飼養管理・譲渡の推進、動物取扱業者の指導・監督の徹底、災害時等における的確な危機管理を進めてまいります。 〔第四章 参照〕
80	動物園のような施設にしてほしい。	1	センターは、より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます。 本所の移転整備に当たっては、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し検討を行っていくこととしています。 〔第四章／1／重点1、第五章 参照〕
81	観光スポット等と併設して、多くの人が集まるようアミューズメントパークのような要素を持たせることが必要。	1	センターは、その担うべき役割に照らし、効果的かつ効率的に業務を実施できる体制を確保していく必要があると考えています。 動物取扱業者の監視指導に係る業務については、より効率的な実施に向け、ICTの活用を進めていくこととしています。 〔第四章／3／重点7 参照〕
82	場所によっては、最寄り駅からのシャトルバスの運行等を検討し、来場しやすい条件を整えることが必要。	1	都は、災害時に避難所を設置する区市町村の取組を支援するため、同行避難の訓練実施例等についての情報提供を行うとともに、飼い主が日ごろから備えておくべき内容について、区市町村と連携し普及啓発を行っています。 センターは、都民が自発的に学べる環境を整えるとともに、多くの関係者が集い協働するための共通の場（プラットホーム）とするための設備を確保していきます。 〔第二章／2／(4)、第四章／1／重点1、重点2 参照〕
83	業務の効率化を図るため、ICT関連設備も整備するべき。	1	整備に向けて、動物の専門家だけでなく、動物関連企業、企画運営を専門とする企業、広告代理店等からも委員を募り、様々なスキル、視点で幅広い検討を行うことが必要ではないか。
84	ペットも一緒に参加できる体験型の避難訓練広場を設置してほしい。	1	パブリックコメントや動物愛護管理審議会での様々な意見を参考にしながら、より良いセンターの運営、施策の推進に取り組んでいきます。
85	整備に向けて、動物の専門家だけでなく、動物関連企業、企画運営を専門とする企業、広告代理店等からも委員を募り、様々なスキル、視点で幅広い検討を行うことが必要ではないか。	1	

●センターの運営体制全般について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
86	土日を開庁日とし、譲渡会を開催してほしい。	22	新しい飼い主への譲渡をこれまで以上に拡大するために、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化するとともに、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動や普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めていきます。 開庁日については、様々な観点から検討していきます。 〔第四章／2／重点4 参照〕
87	ボランティア団体の活動支援を行いながら、連携した運営体制を整えるべき（飼養についても協力してもらうことも良いのではないか。）。	14	普及啓発については、動物愛護団体やボランティア等多くの関係者と連携、協力し、お互いの得意分野を活かしながら取組を進めていくとともに、民間企業の活用等も視野に入れ、効果的に展開していきます。 また、動物の譲渡については、登録譲渡団体と合同での譲渡会や、団体がセンターの設備を利用した譲渡活動等が行えるよう施設整備を進めていきます。 動物の飼養管理については、業務の一部について委託を行っています。また、ボランティアについても適宜受入れを行い、センターの運営を支援していただいています。 〔第四章／1／重点2、2／重点4 参照〕
88	センターにおける事業の企画・運営を民間団体に委託してはどうか。（例：獣医師会、ペットショップと連携した事業等）	2	動物の飼養管理については、業務の一部について委託を行っています。また、ボランティアについても適宜受入れを行い、センターの運営を支援していただいています。 〔第四章／1／重点2、2／重点4 参照〕
89	センターに個人のボランティアを募集・登録して、飼養に協力してもらうのはどうか。	7	動物の飼養管理については、業務の一部について委託を行っています。また、ボランティアについても適宜受入れを行い、センターの運営を支援していただいています。
90	区市町村単位で空き家を活用して飼養施設をつくり、それを民間団体が運営してはどうか。	4	本所の整備に関しては、センターに求められる役割を果たしていくための機能強化を図る上で、現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられるため、移転改築を行うこととしています。 移転整備に当たっては、こうしたことを踏まえ、利便性がよく、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等を十分に検討し検討を行っていくこととしています。
91	飼養施設とは別に、利便性の高いところにアンテナ（サテライト）施設をつくってはどうか。	2	〔第五章 参照〕
92	動物の受入体制を整えるに当たり、児童養護施設や高齢者施設と連携してはどうか。	1	多くの人が生活や活動を共にする施設を整備するに当たっては、動物を好きな人、苦手な人が共に存在することを考慮することが必要です。移転整備に当たっては、こうしたことも踏まえ、周辺環境等を十分に検討し検討を行っていくこととしています。 〔第五章 参照〕
93	夜間緊急時にも対応できる体制をとってほしい。	1	夜間の負傷動物の収容・処置については、動物病院に委託し体制を確保しています。 なお、緊急時には、必要に応じセンターの獣医師、職員が出動する体制をとっています。 〔第四章／2／重点3 参照〕

●城南島出張所・多摩支所の整備について

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
94	城南島出張所及び多摩支所も、早期に整備すべき。いつまでに整備するのかについても、明示すべき。	3	多摩支所及び城南島出張所の2施設についても、老朽化等の状況や、飼育等に関する相談・苦情件数、動物の引取・収容数、事業者数、監視指導件数等の諸状況を考慮の上、今後あり方を検討していきます。 〔第五章 参照〕

■ 整備基本構想の文言に係る意見(12件)

No.	意見の概要	件数	基本構想における考え方
95	「ハルスプラン」の意味がわからないので説明を入れてほしい。	1	ハルスプランとは、東京都動物愛護管理推進計画の通称名で、同計画の副題として掲げた「人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して」から、Human and Animal Live Together in Harmony の頭文字をとり「HALTH (ハルス)」としたものです。ハルスの語の説明は同計画に記載していますが、基本構想では、ハルスプランは都の推進計画を指すものとして記載しています。 〔第一章、第二章／1 参照〕
96	第一章において、殺処分に触れられていない点に違和感がある。	1	第一章では、策定の趣旨として、動物の飼養等をめぐる近年の状況を踏まえ、施策を推進していく上での課題を整理し、これからのセンターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにするとしており、現在の取組等について説明した第二章以降で詳細を記載する形式をとっています。殺処分についても、現在の業務、状況の推移、今後の取組について第二章以降で説明をしています。
97	動物愛護精神の「涵養」という表現は難しいので、「自然に時間をかけて」等の表現に改めてほしい。	1	「涵養」の語は、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針においても使用され、都もこれを受け東京都動物愛護管理推進計画において使用してきたことから、趣旨の一貫性を持たせる意味で基本構想でも使用しておりますが、ご指摘を踏まえ、「徐々に育むこと」との説明を加えさせていただきました。 〔第三章／1 参照〕
98	「適正飼養」とあるが、具体的にどういうことを意味するのか記載した方がよい。	1	動物の愛護及び管理に関する法律では、動物を取り扱う場合には、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮して適切に取り扱うようにしなければならないとされています。(第二条2項) また、東京都動物の愛護及び管理に関する条例においては、飼い主の責務(第五条)、動物飼養の遵守事項(第七条)等の細かな内容を規定していますが、これらの周知、徹底は普及啓発の取組の中でお示しし、理解を広げていきたいと考えています。基本構想の中では、地域の中でルールやマナーを守って動物を飼うという表現にとどめています。 〔序文(はじめに)等 参照〕
99	第三章において、「センターの引取数、致死処分数は大幅に減少している」とあるが、致死処分数等の数字を出してほしい。	1	近年の状況として、「都内における動物の引取・収容頭数の推移」、「都内における動物の致死処分数の推移」、「平成27年度致死処分数の内訳」について統計数値を掲載しました。 〔第三章／2 参照〕
100	第三章において「殺処分ゼロとする」とあるが、動物愛護管理法上は、「殺処分ゼロ」ではなく、「殺処分を減らすことを目指す」と記載されており、「殺処分ゼロ」が法目的との誤解を招くことから、「殺処分ゼロとする」と記載すべきではない。	1	都は、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」において、動物の殺処分ゼロに向け、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発や、新しい飼い主に飼養を引き継ぐ譲渡の推進を重点的に進めていくこととしており、殺処分ゼロの実現を目指すことは都としての目標です。 なお、都においては、殺処分は、致死処分のうち、動物福祉等の観点からやむを得ず行うもの、引取り・収容後に死亡したものを除いたものとしている旨、説明を加えています。 〔序文(はじめに)、第三章／2 参照〕
101	第四章の重点2の「民間企業の発想力や実施能力を活用しながら」は、ペット製薬・ペット保険・ペット販売業者を連想されるので表現を工夫してほしい。	1	動物愛護等に関する普及啓発や保護・収容した動物の譲渡等については、幅広く取組を進めていくため、動物愛護団体等の多くの関係者との連携を更に拡大していくことや、民間企業の活用等も視野に入れて、効果的に展開していきたいと考えています。 なお、現在も、飼養管理や行事実施の際の運営、啓発資材の作成、広報等については、民間企業を活用しています。 〔第二章／2／(1)、第四章／1／重点1、重点2 参照〕
102	第四章の1の普及啓発・人材育成・協働については、もっと具体的に記述してほしい。	1	普及啓発や人材育成については、ハルスプランで掲げる施策推進の方向性を踏まえつつ、その時々動物愛護管理施策をめぐる状況に合わせて、具体的内容を検討していきたいと考えます。 関係者との協働・連携については、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化するとともに、団体がセンターの設備を利用して譲渡活動やボランティア等の育成、普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めていくとしています。 〔第四章／1／重点1、重点2 参照〕
103	第四章における「関係者との連携」については、より具体的に記述してほしい。	1	〔第四章／1／重点1、重点2 参照〕

104	<p>第四章の3の本文中の「事業者」には、第一種動物取扱業者だけでなく、非営利団体である第二種動物取扱業者も含まれるため、すべて「事業者等」とするべき</p>	1	<p>基本構想では、「事業者」とは、第一種及び第二種動物取扱業者を指すものとしています。「事業者等」と記載している場合は、事業者及び特定動物の飼い主を指すものとしています。 〔第二章／2／(3)／ア、第三章／3 参照〕</p>
105	<p>全体的に、小学生等にもわかるような、平易な表現にしてほしい。</p>	1	<p>多くの方が読まれるものであることを踏まえ、できる限り平易で、簡潔な記載に努めるとともに、これまでの動物愛護管理施策との繋がりが分かるように、用語については統一的な記載に努めています。</p>
106	<p>「殺処分」ではなく「致死処分」という言い方をしている箇所があるが、あくまでも「殺処分」であり、言い方でごまかさないでほしい。</p>	1	<p>都においては、殺処分は、致死処分のうち、動物福祉等の観点からやむを得ず行うもの、引取り・収容後に死亡したものを除いたものとしている旨、説明を加えています。 〔第三章／2 参照〕</p>

■ その他動物愛護管理施策に関する意見(207件)

No.	意見の概要	件数	都の考え方
107	生体販売（ペットの売買）を禁止してほしい。	40	第一種動物取扱業の登録制については、動物の愛護及び管理に関する法律により定められており、都は法令に基づいて事業者に対する監視指導を実施しています。
108	ブリーダー（ペットとして販売する目的の繁殖を行う業者）への規制を強化してほしい。	27	基本構想においては、都内の第一種動物取扱業者の増加等の状況も踏まえ、センターは、事業者の活動を適正なものとするための指導・監督を強化していくこととしています。 〔第二章／2／（3）、第三章／3、第四章／3 参照〕
109	安易な飼養開始を防ぐため、ペットの飼育を免許制としてほしい。購入者に対し、研修の受講を義務化するほか、基準を設定してほしい。ペットの保険の加入についても義務化してほしい。	24	都では、東京都動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い主の責務（第五条）や動物飼養の遵守事項（第七条）等を規定しています。 また、適正飼養に関する普及啓発の取組として、講習会等において飼養に当たっては、動物の健康管理、繁殖の管理等にかかる費用、高齢となった場合の動物の世話の問題など、動物を飼う場合の負担と責任について十分な説明を行うように努めています。
110	不妊去勢手術を義務化してほしい。行政による手術費の助成、無料化が望ましいと考える。	20	都では、意図しない繁殖を制限する不妊去勢処置の重要性及び利点について理解いただき、飼い主の責務として適正な飼養を行っていただけるよう、区市町村や動物愛護推進員等とも連携しながら、普及啓発に努めています。
111	動物を虐待から守るため、捜査権や逮捕権を持つアニマルポリスを創設してほしい。	19	都では、動物の遺棄・虐待を未然に防止するため、罰則が設けられていることも含めて注意喚起を行うポスターを作成・配布し、区市町村等の関係者とも連携して指導・助言を行うなどにより、その抑止を図っています。 また、事案の内容に応じて警察等とも連携した監視指導を行っており、引き続き関係機関とも緊密に連携して対応していきます。
112	マイクロチップを義務化してほしい。センターにおいても対応できる体制が必要ではないか。	9	動物へのマイクロチップ装着の義務付けについては、平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の際に、改正法施行後5年を目途に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとしてされており、現在、国において調査研究等が行われています。 なお、センターでは、飼い主が不明な動物を収容した際には、マイクロチップ装着の有無を確認しています。
113	施設の整備・運営に当たり、寄附金を募る等の取組を行ってはどうか。ふるさと納税の検討、企業協賛の検討等を行ってはどうか。	9	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
114	無責任な飼い主が増えないよう、ペットを飼育することに税を課してほしい。	8	ご意見として承ります。
115	生体流通過程での不適切な取扱いが行われている実態を問題視するべき。	8	都内の第一種動物取扱業者の増加等の状況も踏まえ、センターは、事業者の活動を適正なものとするための指導・監督を強化していきます。 〔第二章／2／（3）、第三章／3、第四章／3 参照〕
116	ペットは動物として扱うべきではない。	6	動物は飼い主にとって家族の一員として生活に潤いを与えてくれる大切な存在ですが、一方で、飼い主のマナー欠如等による苦情や咬傷事故等も多数発生しています。 動物を飼っている人、好きな人も、動物を飼っていない人や苦手な人も、共に同じ地域で暮らしており、そうした中で、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、飼い主に対する適正飼養の啓発と命ある動物への愛護精神の涵養を図っていくことが必要と考えます。 〔序文（はじめに）、第三章／1 参照〕

117	高齢者がペットを飼育することは、癒しを得ることができる等の効果がある。介護施設での動物セラピーや、センターの保護動物を高齢者宅に貸し出し、訪問する事業等を実施してはどうか。	6	動物を介在させた取組を行っている団体では、その実施のために必要な訪問先への安全性の配慮や動物への訓練、動物に与えるストレスの考慮等を行っているものと思われます。 センターでは、保護・収容した動物を新たな飼い主に引き継ぐため、健康な状態を保持できるように飼養環境を整えていきますが、特別な訓練等は予定していません。 〔第四章／2／重点3 参照〕
118	動物の保護や譲渡の活動を行う団体等を支援する助成金を出してほしい。	6	普及啓発や動物の譲渡については、動物愛護団体やボランティア等多くの関係者と連携、協力し、お互いの得意分野を活かしながら取組を進めていけるよう、引き続き団体の取組に関する情報提供等に協力するなどの支援を行っていきます。 また、登録譲渡団体と合同での譲渡会や、団体がセンターの設備を利用した譲渡活動等が行えるよう施設整備を進めていきます。 〔第四章／1／重点1、2／重点4 参照〕
119	集合住宅でペットの飼育を禁止するのを止めさせてほしい。	5	集合住宅における動物飼養の可否は、飼養を希望する居住者、飼養しない居住者、管理組合又は貸主など関係者の合意が前提です。この合意に基づき、動物の飼養が円滑に行われるよう、都では「集合住宅における動物飼養モデル規程」を作成しています。
120	畜産動物や実験動物も取組の対象とするべき。鳥類も含めて考えるべき。	3	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
121	動物の遺棄や虐待に対し、罰則を設けるべき。	3	動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の遺棄や虐待に対する罰則が設けられています。
122	動物愛護に必要な予算を確保してほしい。	3	動物愛護管理施策を実施していくため、動物愛護・適正飼養等に係る普及、動物取扱業者・特定動物飼養に関する指導・監督、獣医公衆衛生に関する学術振興、動物由来感染症対策、動物譲渡の推進、動物愛護相談センターの管理運営等に係る予算を措置しています。
123	「ペット殺処分ゼロ」の条例を制定してほしい。動物の福祉条例を制定してほしい。	2	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
124	センターから出張で、不妊去勢手術や予防注射、ウイルス検査を実施する体制があると良い。	1	手術や検査を行うためには、衛生面や安全面で必要な環境を整備する必要があり、通常、動物病院等の施設内において手術等は行われています。 センターとして施設外でこれらの行為を行う考えはありません。
125	センターへの安易な持込を防ぐため、引取手数料を増額するべき。	1	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
126	不妊去勢手術には反対である。	1	都では、飼い主に対し、意図しない繁殖の制限のための不妊去勢処置は重要であると考えており、その重要性及び利点について、区市町村や動物愛護推進員等と連携しながら周知しています。
127	飼い主のマナー違反に対し、罰則を設ける等、取締りを強化すべき。	1	犬の放し飼いについては、東京都動物の愛護及び管理に関する条例において原則として禁止しており、罰則も規定されています。 また、区市町村によっては飼い主のふん放置禁止について条例で規定しています。
128	無責任な飼い主について情報公開してほしい。	1	都では、東京都動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い主の責務（第五条）や動物飼養の遵守事項（第七条）等について規定しています。また、個人の情報を公開する規定はありませんが罰則等についても規定しています。 人と動物との調和のとれた共生社会の実現のためには、飼い主がルールやマナーを守って終生にわたり動物を飼い続けることが基本となることから、今後とも適正飼養の普及啓発に努めていきます。
129	家庭で飼育する動物の頭数を制約するべき。	1	多頭飼育が管理できなくなる事例も発生しており、専門家や関係機関の意見も聞きながら、多数の動物を飼養する飼い主に対する啓発や指導のあり方について検討していきたいと考えます。
130	ペットショップでの販売が禁止される期間を動物の生後8週間以内にするべき。	1	幼齢動物の販売規制については、平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の際に、改正法施行後5年を目途に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとするとしており、現在、国において調査研究等が行われています。

131	施設の名称を「動物ふれあいパーク」にする等、親しみやすい名称に変更すべき。	1	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
132	刑務所の受刑者に飼育させてはどうか（セラピーや社会貢献の効果がある。）。	1	多くの人が生活や活動を共にする施設においては、動物を好きな人、苦手な人が共に存在することを考慮する必要があります。こうしたことも考慮に入れながら、動物を飼うことを通じた情操の涵養への寄与について、関係者とともに検討していきます。